

保育所の認可及び利用定員の設定について

1. 認可

(1) 条例等で定める認可の基準

認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営に関する基準に適合するかについて審査するほか、各法律等に掲げる基準によって審査を行う。

- 保育所については、「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、児童福祉法等によって審査を行う。

(2) 意見聴取

認可にあたっては、保育所については児童福祉審議会において（児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項）、意見を聴かなければならない、と定められている。

2. 利用定員の設定

(1) 確認における利用定員の設定

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとしている。

給付の対象となることを確認するにあたっては、神戸市子ども・子育て支援事業計画に照らし、認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定めることとなっている。

(2) 利用定員の設定区分

教育・保育施設の設置者、地域型保育事業を行う者の申請により、1号、2号、3号（満1歳未満と満1歳以上に区分）認定の区分ごとに利用定員を定めて、市長が確認を行うこととされている。

(3) 意見聴取

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときには、あらかじめ、審議会において、その意見を聴かなければならない、と定められている。

（子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項）

(4) 利用定員の上限・下限

保育所 20人以上

別紙2

○神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年3月29日

条例第75号

改正 平成27年3月3日条例第32号

改正 平成28年9月30日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設（保育所等（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(保育所等に配置する従業者及びその員数に関する基準)

第2条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条、第4条及び附則第3項から第6項までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準（保育所等に係るものに限る。）に定めるところによる。

(保育所等の長に関する基準)

第3条 助産施設の長、乳児院の長、母子生活支援施設の長、保育所の長、児童厚生施設の長、児童養護施設の長、情緒障害児短期治療施設の長、児童自立支援施設の長及び児童家庭支援センターの長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。）であってはならない。

(保育所の職員に関する基準)

第4条 第2条の規定に基づき基準省令第33条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「及び調理員」とあるのは、「及び調理員（そのうち少なくとも1人は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。）」とす

別紙2

る。

2 第2条の規定に基づき基準省令第33条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。」とあるのは、「とし、さらにこの基準に基づき置かれる保育士に加えて1人以上の保育士を保育所に配置しなければならない。」とする。

(保育所等に係る居室及び病室の床面積その他保育所等の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第5条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第2号に係るものに限る。)は、医務室に関して第8条に定めるもののほか、基準省令第1条第1項第2号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等の運営に関する事項であって、児童等の適切な処遇の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第6条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第3号に係るものに限る。)は、基準省令第1条第1項第3号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第7条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所の設備の基準)

第8条 第5条から前条までの規定に基づき基準省令第32条第5号の規定を適用する場合においては、同号中「屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること」とあるのは、「屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けること。ただし、屋外遊戯場にあつては、市長が特に認める場合は、保育所

別紙2

の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる
(次号及び第94条第2項において同じ。)」とする。

(保育所等の設置の認可に係る基準)

第9条 法第35条第4項の規定に基づき保育所等の設置を行う者は、暴力団員等
がその事業活動を支配するものであってはならない。

(保育所等の設備及び運営に係る水準の向上)

第10条 保育所等の設置を行う者は、法第45条第3項の規定に基づきこの条例で
定める基準を遵守するほか、保育所等の設備及び運営についての水準の向上を
図ることに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定
の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用さ
れることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、
この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則
の規定

(保育所の職員配置に係る特例)

3 第4条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

4 第2条の規定に基づき基準省令第33条第2項の規定を適用する場合におい
ては、当分の間、同項中「とする。」とあるのは、「とし、さらにこの基準に基
づき置かれる保育士の数が1人である場合を除き、当該保育士に加えて1人以
上の保育士を保育所に配置しなければならない。」とする。

5 第2条の規定に基づき基準省令第95条の規定を適用する場合においては、当
分の間、同条中「幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭」とあるのは、

別紙2

「幼稚園教諭」とする。

- 6 第2条の規定に基づき基準省令第96条の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「算定については」とあるのは、「算定については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた保護者の小学校就学前子どもに対し当該保育所が定める保育を提供する時間帯以外の時間帯に限り」とする。

附 則（平成27年3月3日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第12号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。